

本邦古墳出土の同範鏡に就いての一二の考察

梅原末治

この小編は嚮に『考古學雜誌』第三四卷第二號に掲載を請ふた拙文「上代鑄鏡に就いての一所見」に指摘する所あつた本邦出土に係る古鏡の中、同じ鑄範で作られたと覺しい實例として、爾後更に確めることの出來たものを挙げ、當時省略に附したそれから別に考へられる一二の點に關する部見を書きつゞけたものである。前者と併讀の上教示を得ば筆者の幸甚とする所である。

我が上代の古墳から發見される古鏡類に就いては、早くから筆者はその集成と考察とを心掛けたのであつて、右の結果の一部を先づ故富岡先生遺著の『古鏡の研究』のうちに載せたことがあつた。今日から見ると極めて不十分なものであるが、それは大正の末年に後藤守一氏の手で増補の上、氏の日本考古學大成第一の『漢式鏡』

の主要な部分をなして、爾後のその分野に於ける基礎的な資料たる役目を果して、云はゞそこに一つの段階を劃した觀がある。而して同書で可なり不鮮明だつた遺品の寫真なり拓影の類が一昨々年『古鏡聚英』の上巻中に殆んど其まゝに玻璃版で大きく再録せられ、利用者に新しい便益を與へることになつて、關係遺品の聚成として今や多くの著録の據る所となつてゐる。但し『漢式鏡』に見られる資料は實は筆者の試みた當初の集成以後に於ては、主に帝室博物館の新收品が補はれたと云ふ程度にとゞまるが爲に、地方に保存されてゐる遺品に關する遺漏がなほ少なくない。この事は爾後手許に集まつた資料のみからするも、中で目立つて大きい船載の支那鏡が、新に發見せられた類を加へる事に依つて、氏の舉げ

てゐるものに略々倍加する點から知られるのである。而も是等が實は筆者が主として支那考古學の調査考察に従ふ餘暇の所見である所から、實際の上では更に右の分野により多くの遺品の存在が豫想せられるのであり、引いて我が古墳出土鏡に就いての新たな聚成と再檢討の要を感ずる次第である。そこで筆者は三四年前大學の特殊講義としてこの問題を取り上げて、出來得る限りの増補を

試み、その支那鏡に就いては鏡式に依る分布表を作つて實相を把握するにつとめ、またそれ等から歸納した鄙見の一端をば考古學會編纂の『鏡劍及玉の研究』に寄せて同好者の一讀に供へたのであつた。こゝに利用する資料はその際に纏め得た所に、更に若干の新出土品を追補したものに外ならぬ。初に先づ右の鏡式別の分布表を擧げて基く所を明にして置く。

本邦古墳出土支那諸鏡式國別分布表

(昭和十九年六月までの調査に依る)

鏡式	國別				
	大和	山城	河内	和泉	攝津
前漢式鏡	(傳) 1				
内行花鏡	1	5			2
細線式四神鏡類	3		1	1	4
瓊鳳鏡		1			1
盤龍鏡	1	2	2		
畫象鏡	5	3	3		(內傳 ¹) 2
三角緣式神獸鏡	26	15	8		14
半肉刻獸帶鏡	1	4	4		1
畫文帶(繪模樣)神獸鏡	5	8	1	1	6
其他支那鏡	3	3			1
計	46	41	19	2	31
	(傳 ²) 139				

周備備備美	近畿總計	計	播磨	紀伊	伊勢	伊賀	丹後	丹波	若狹	美濃	近江
	(傳) 二	(傳) 1		1							
1	一九	11	4	2		1		4			
	(内傳一) 四	(内傳1) 5	2		1				1	1	
	五	3	2							1	
1 2 1	九	4	1							3	
1 2	(内傳二) 四	1						1			
4 2 4 3	九八	35	8	1	8	1	1	6	10		
2 1	一四	4	1		1					2	
2 1 1 2	二六	5	1		3		1				
1 1	九	2		1	1						
9 1 7 11 4	(内傳三) 四〇	(内傳2) 71	19	4	(内傳2) 15	1	1	2	1	11	17

計	日向	肥後	肥前	豊後	豊前	筑後	筑前	計	伊豫	阿波	讃岐	出雲	伯耆	但馬	長門
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	3	1	1	1	1	3	3	4	1	1	1	1	1	1	1
8	2	2	1	1	1	2	2	6	1	1	1	2	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	2	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1
34	3	1	20	3	7	7	7	26	4	1	5	3	1	1	1
7	1	1	1	1	1	2	2	3	1	1	1	1	1	1	1
13	6	4	1	1	2	2	2	12	2	3	1	1	1	1	1
6	3	1	1	1	1	1	1	6	2	1	1	1	1	1	1
84	16	10	3	5	26	5	19	66	2	3	12	5	7	4	1

總計	計	下野	上野	上總	武藏	相模	信濃	甲斐	駿河	遠江	越前	尾張	西日本計
(内傳二四)	1		1										一
三六	5		1					1		2		1	一二
(内傳三〇)	2		1				1						一四
七	1												二
二〇	4		2	1						1			七
(内傳二三)	2							1		1			七
一七八	20		6		1	1		1		5	3	3	六〇
二九	5		1				1	1		2			一〇
六〇	9	2	1	1			1	2	1	1			二五
二六	5		2			1	1					1	一二
(内傳四三)	53	2	15	2	1	2	4	6	1	12	3	5	一五〇

備考 (一) 細線式獸帶鏡は細線式四神鏡類のうち、また半圓方形帶神獸鏡は便宜半肉刻獸帶鏡中にそれゝ包括せしめた。
 (二) 表中其他の支那鏡中には「位至三公」の銘ある雙獸鏡(出雲・肥前・伊勢・周防・相模)、最近發見された獸首式鏡(日向)等を含む。

右の表を通観すると、我が古墳出土の支那鏡にあつては、大きな分類の上から所謂三角縁神獸鏡が第一位を占めて、以下畫文帶神獸鏡・内行花文鏡・畫象鏡の順で發見例の多いことが知られるのである。同じことはなほ表を複製し得ないでゐるが、本邦鑄造の鏡に於いても云ひ得るのであつて、その大形品では三角縁神獸鏡・畫文帶神獸鏡系・内行花文鏡の三者と、規矩四神鏡系に屬するものが目立つて多い。處が此様に同じ鏡式の多い點からその間に、故高橋博士が夙に注意せられ、爾後の研究者に依つて例證を加へることになつた一見同じ背文の鏡の並存する點が自から知られるのであつて、更に既に論じ、また以下に考へようとする據所をなす同じ鏡范から出たと認められるものを含むことの認められる様になつた契機を藏するのである。こゝで是等の所謂同式鏡のうちで、同じ范から出た鏡がどの位あるかの實際問題となるのであるが、これの確定に就いては、一々の詳しい比較検討を要することその性質上云ふまでもあるまい。處が先づ資料の上で現在手許にあるものでは、遺憾ながらすべて

本邦古墳出土の同鏡鏡に就いての一・二の考察

に互つてそれを行ふに缺けた點があつて、結局に於いてそれは凡そ全體の半ばを多く出ない程度にとゞまつた。と云ふのは比較上この場合最も望ましい一々の實物の對比は殆んど不可能に近く、次の寫眞・拓影・實測圖の三つの具備した資料が右の程度に過ぎなかつた爲である。然るにもかゝはらず、その結果として、前文に一端を録した若干例の外に、なほ同じ類の可なり多いこと、即ち支那鏡にあつては彼地で同じ范で作られた遺品が少なからず我が國に齎され、また本邦鑄造鏡にあつても同じ范の所産品が前者と共に各地に分散して副葬されてゐる事實を知り得たのである。されば資料が整備するに於いては右の類が一層その實例を加へるものと認めて誤りはあるまい。

二

さてか様な實狀の許に筆者が今日まで知り得た同じ范から出たと推定した本邦古墳出土鏡を列記すると次の如くである。これには後の考察の便を考へて、既に擧げた類をも併せ記して支那鏡よりはじめた。但し既出のもの

に就いてはすべて解説を省略する。

一 王氏作神人龍虎畫象鏡

この鏡は大和國佐味田寶塚古墳から出た尙方作の銘ある遺品と並んで、同式鏡中の整美な一に數へられて居り、その蒲鉾狀に近い銘帶に

王氏作竟佳且好。明而日月世之保。服此竟者不知老。

壽而東王父西王母。山人子高赤松保二親宜□。

の銘があつて、右の王氏作竟なる句から嘗て故高橋博士に依つて王莽鏡の一に加へられたものであるが、現在の知見からすると、その鑄造の年代は後漢の中期以降に置く可きこと略々疑がない。從來の發見例は出土地の明確な

大和國宇陀郡榛原町大字上井足古墳出土

備前國邑久郡美和村築山古墳出土

の二面が帝室博物館に所藏、また

傳山城國舊葛野郡（現京都市右京區）松尾村寶塚出土

の遺品が、現在守屋孝藏氏の許にあつて三面を數へ、なほ別に豊前國京都郡犀川村大字花熊馬ヶ丘古墳からも發

見されてゐることが弘津吏文氏に依つて報告されてゐる。處が是等のうち初の三面は拓本を重ねて比較した結果細部に至るまで合致して、同一鏡範から出たことを知り得るのであり、最後の一面も同範たるの公算が大である。

二 公□氏作人物車馬畫象鏡

山城國綾喜郡飯岡トツカ古墳出土（恩賜京都博物館藏）

肥後國玉名郡江田町船山古墳出土（帝室博物館藏）

傳豊前國京都郡古墳出土（京都藤井氏有隣館藏）

三 尙方作神人畫象鏡

一部に舞踊の風景を表はしたこの特色ある鏡の從來の出土例は、既に前文に掲げたが、それ等はうちに細部に於いて、少許の相違のあるものが並び存する所から、未だ俄かにすべてを同一範の所出となし難いことを記するの外なかつた。處が爾後比較考察を重ねた結果、出土地の明な五面とその不詳な四面のうちで、河内國中河内郡高安村郡川出土の一鏡（帝室博物館藏）と、いまポストン美術博物館に所藏する同じ河内國南河内郡道明寺村澤田長

持山古墳出土と推定せられる鏡とが全く相重なつて、形が他よりも少しく大きく、且つ背文が銚鏡に鑄上がつてゐるのに對し、他方若狹國遠敷郡瓜生村脇袋西塚出土品（諸陵療藏）と山城國綴喜郡飯岡トツカ古墳出土鏡（恩賜京都博物館藏）の二者がまた全く相重なつて、この方が鑄上りに於いても前者程鮮明でないことが分明した。なほ出土地不詳の遺品中、根津美術館收藏の二面は一面宛右の兩者のそれ／＼と一致するものたることが確められ、また八馬兼介氏の收藏品中に見る破鏡も後者と合致することが知られて、比較の資料の充分でない二面を除いてはすべて二種の孰れかと同形鏡となつたのである。

四 銅梁獸帶鏡

四靈外三獸をば線文で表はした内區主文の内側に銘帶があつて、その初に四川省合川縣の南にある名山の名を表はしたこの鏡は、早く故富岡先生に依つて攝津國三島郡阿武野村大字土室石塚出土品が紹介せられてゐる。然るにその後更に知り得た同鏡に次の二例があつて、三者が

孰れも細部の末に至るまで一致し、通じて鑄上りも同程度である所から、同じ銘帯に依る作品たることが分明する。

攝津國豐中市岡町附近古墓出土（同地中倉力藏氏藏）

傳大和國添上郡大安寺古墳出土（京都守屋孝藏氏藏）

五 尙方盤龍獸帶鏡

山城國京都市舊川岡村檉原一本松塚出土品（京都帝國

大學文學部保管）

播磨國揖保郡香島村大字吉島字松山古墳出土品（帝室

博物館藏）

右の二者が共に漆黒の銅の地肌をして、鬮文を同じくすることは夙に注意されたのであつたが、破砕した二者の拓影を重ねて調べた結果、現存部は符節を合せた如く一致して、また同範鏡として取扱ふべきものなるを知り得た。本鏡の鑄造の年代は後漢に屬するであらう。

六 盤龍畫象帶鏡

三角縁をしてゐるが、内區には四個の乳の間に大きく所謂盤龍をば半肉刻にて配布し、實は龍虎と覺しいこの獸

形が目立つてゐるばかりでなく、それを繞る幅廣い帯に車馬人物等をば畫象鏡に見ると同じ手法で表はした所に特色を示す。この種鏡は、早く上野國北甘樂郡額部村大字南後閑の北山古墳から出たものが諸陵寮に所藏され、また故富岡先生の蒐集品中大和國出土と推定される一面があつて世に知られてゐるが、前年近江國野洲郡野洲町小篠原大岩山古墳から一面を發見、更に京都守屋孝藏氏の許にも大和國生駒郡富雄村丸山古墳から出たかと思はれる一面のある事が知られて、今や實例四面を數へるに至つた。處がこの四面を比較すると、三の尙方作神人畫象鏡の場合と同じく、すべては同じ式ながら、その間に少許の差異のある二組に分れて、二面宛相重なる事が確められる。即ち上野國北山古墳發見品と近江國大岩山の鏡とは中で形が少しく大きく、且つ鑄上りの鮮銳なものであり、故富岡先生の遺品と守屋氏の藏鏡とは他の互に相重なる組をなし、この方は形が幾分小さく、背文の表出も前者よりも若干劣つて見えるのである。

七 陳氏作神人車馬畫象鏡

三角縁で内區四個の線形厩乳の間に放射狀に主文を配する所、三角縁神獸鏡と趣を同じくするが、本鏡式では怪獸に代へるに四頭立の馬の引く車を以てして、それが畫象鏡に見るのと合致して居り、又銘は小乳と交互に陳氏作鏡□青同、上有仙人不知老。宜高官保子、宜孫長□の銘を表はしたものである。この鏡では早く和田千吉氏の蒐集の傳上野國多野郡三本木出土品が知られてゐたが、前年甲斐國東八代郡下曾根村山本銚子塚から同式の鏡が發見され(帝室博物館藏)、兩者が全く一致し、後者の方が鑄上りもよく、前者に先立つて同じ範で作られたことが推されるのである。

最も出土例の多い通有の三角縁神獸鏡にあつては、元來圖文に凸凹が多く従つて個々の拓本が必ずしも同一に作り兼ねるが上に、鏽に覆はれたりまた破碎などとして、比較上の困難を伴ふものが多く、引いて前文に記した二神二獸天王日月鏡の五面同一例を除いて、其後確め得た類は出土遺品の多いのに較べてなほ左程多くない。次に

先づ右の既知の例を再記の上、新たに認め得た若干を擧げる。

八 三角縁二神二獸天王日月鏡

山城國乙訓郡乙訓村長法寺南原古墳 二面（帝室博物館藏）

同 國綾喜郡八幡町志水西車塚古墳出土（同上）

攝津國武庫郡岡本村マンバイのヘボソ塚出土（同上）

美濃國不破郡青葉村長塚古墳出土（同上）

九 □始元年三角縁神獸鏡

上野國群馬郡大類村大字芝崎古墳出土（帝室博物館藏）

但馬國出石郡神美村大字森尾古墳出土（京都帝國大學

保管）

一〇 三角縁徐州四神四獸鏡

三角縁神獸鏡中、其銘文中に「銅出徐州師出洛陽」の銘のあるこの鏡式は、從來割合に發見例の多いもので、嘗て故高橋博士に依つて、また王莽代の遺品とせられた所から著名である。然るに從來の出土例を見ると大きさが必ずしも一でなく、また銘文に違ひなどもあつて、通じて

同じ範から出たとなし難い。中で最も大きい徑八寸五分内外の大和國佐味田寶塚出土の一鏡と但馬國出石郡神美村大字森尾古墳出土品とは酷似したものと一見同範の所産かとも思はれるが、而も仔細に見ると後者の銘文には末尾の宜子孫の上に長の字が餘分にあつて、別範とせざるを得ない。處がいますプリング・フィールドのピッドウエル氏の藏する同式鏡は、既に出土地の所傳を失ふたものではあるが、我が國古墳の出土品として、大和佐味田の一鏡と符節を合せた如く一致して、こゝにやうやく同範の所産の一例を見出し得るのである。右の外大正五六年の交城南北和一帶に互る古墳墓の盜掘の際出土したもので、いま奈良の帝室博物館に收蔵する一鏡も、大きき其他から同式の遺例と認められる。併し本例は背文が銹に覆はれてゐるので、細部の末に至る異同を検することが不可能であり、引いて佐味田と森尾との孰れの鏡と一致するやを確め難い。

一一 三角縁三神三獸々帶鏡

この鏡式は遠江國磐田郡岩田村大字寺谷の銚子塚から出

たものが、早く故高橋博士に依つて六朝式鏡の一例として「本邦鏡鑑沿革考」(『考古界』第七編第十二號)所掲後『鏡と劍と玉』所收)に掲げられ、その巧緻な背文の鑄上りと、銘帯に日月の文字と交互に配した四靈外二つの圖形が三角縁鏡としてやゝ異例なことから注意を惹いてゐる。處が近年になつて次の二ヶ所から同じ式の遺品が発見されて、この三者が互に細部の末に至るまで一致してゐることが認められるのは興味を惹く次第である。

美濃國稻葉郡常盤村大字打越出土品(帝室博物館藏)

甲斐國東八代郡右左口村大字上向山出土品(同上)

一二 三角縁四神四獸天王日月鏡

内區に四方より見る可く放射狀に配したその神像の翼と、怪獸の口にする所謂巨とに特色があり、また銘帯は四乳と交互に方格内に天王日月の四字を内から讀む様に配した式で、この鏡では豊前國宇佐郡宇佐町大字高森赤塚出土(京都守屋孝藏氏藏)と山城國乙訓郡乙訓村大字長法寺南原古墳出土(帝室博物館藏)の二者が全く同一形から成る。

一三 三角縁三神三獸々帶鏡(其二)

これは線形座の大きな乳の間に放射狀に三神と三獸を配し、それを繞る獸帯の四方に方格を置いて、うちに君宜□□なる一字宛の銘を容れた鏡式であつて、左の二鏡の拓影が全く相重なる。

大和國北葛城郡河合村大字佐味田字貝吹山出土品(帝室博物館藏)

河内國北河内郡牧方町御殿山古墳出土鏡(東京帝國大

學人類學教室藏)

一四 三角縁三神三獸々帶鏡(其二)

また相似た鏡式であるが、神像の翼の工合は一二の鏡に近く、その獸帯には六方に方格を配して、うちに一字宛「天王日月日月」なる銘を容れてゐる。攝津國武庫郡住吉村住吉の求塚出土の一鏡(帝室博物館藏)は發見遺跡の明なものであるが、いま鏡後の高良神社所藏の鏡が、それと全く同じく、相重なつて同範たることが推される。

一五 畫文帶環狀乳神獸鏡

肥後國玉名郡江田町船山古墳の發見例に依つて夙に知ら

れた、大きさが中等位で、その内區に四方より見る可く放射狀に配した神獸の一部の環狀乳をなすこの鏡式は、近年になつて左の二面の出土が新たに知られた。

日向國兒湯郡高鍋町持田第二十號墳出土鏡

傳同 國兒湯郡妻附近古墳出土(宮崎、福島道明氏藏)

處が是等の三者は鑄上り其外すべての點で全く符節を合せた如く一致してゐて、中で持田鏡の圖文がやゝ鮮明である。

一六 畫文帶神獸鏡

この種の鏡式が本邦各地の古墳から出土例の多いことは早く故高橋博士の指摘された所であつて、現在筆者の知見にある出土地の確實な遺品は十數面に達し、それ等が一見區別し難い程相似てゐる。併し細密な構圖であるが爲に、果して細部の末に至るまで同一なりや否を確めることが必ずしも容易でなく、引いて前稿では疑問をのこした。其後改めて調査を重ねた結果、中で例へば一昨年二月出土した山城國綴喜郡八幡町志水の鏡の如く、細部の上で若干の差異を示すものもあるが、その大部分は鑄

上りの程度は必ずしも一樣と云ひ難いが、同一原形からの所産たることを認め得るに至つた。いま次に右の圖文の相重なる遺品の發見地を表示する。

肥後國玉名郡江田町船山古墳(帝室博物館藏)

日向國兒湯郡高鍋町持田第二十四號墳(宮崎縣廳保管)

同 國同 郡同 地一古墳(金本耕三氏藏)

備後國双三郡酒川村西酒屋出土品(京都帝國大學文學部藏)

備前國邑久郡國府村大字牛文字茶白山古墳(帝室博物館藏)

館藏)

河内國中河内郡高安村大字郡川古墳(久保田美英氏藏)

伊勢國多氣郡岩内村神前塚 二面(一面廣瀨治兵衛氏

舊藏、一面黒川福三郎氏藏)

遠江國小笠郡曾我村大字岡津(帝室博物館藏)

下野國河内郡雀宮牛塚(同上)

然らばこの場合同一原形から出た鏡が十面に上ることになつて興味を高めるのである。

一七 畫文帶佛獸鏡

前者と同式で、たゞ神人に代へるに佛像を以てした本鏡では

備中國都窪郡庄村大字日畑西組赤井古墳出土品（帝室博物館藏）

傳信濃國下伊那郡龍丘村御猿堂出土鏡（同地開善寺藏）

上總國君津郡清川村大字祇園字鶴巻出土品（京都守屋孝藏氏藏）

の三例が從來の著しい發見例とせられてゐる。處が右の三面中備中並に上總出土品と傳信濃發見例との間に内區の圖像其他に若干の差異のあることが認められると共に、前二者は全く相重なつて所謂同範鏡たることが知られるのである。それに對して面白いことは、同種の鏡を原形として、更にその外方に一區を添へて鏡體を大きくした一種の變形踏返し鏡として別に知られてゐる二例と共に傳信濃出土品に基いてゐて、原型の鮮明なるに較べて、その一つの上總國君津郡清川村大字祇園字沖の出土鏡（諸陵寮藏）が文様の表出に於いて劣つて居り、伯林の土俗博物館收藏の出土品不詳鏡が更に朦朧としてゐる點

が興味を惹くのである。

以上は支那鏡に就いて認め得た主なものであるが、當初『日吉矢上古墳』の著者が取り上げた本邦鑄造鏡に就いては、今日筆者の手許で充分な調査をするには一層資料の上に缺陷があり、引いてこれを將來に待たねばならぬ。併し現在の知見でも、右の著書に見える同墳出土の同じ龜龍鏡例の外に、前文に七面の同范例を數へたと同系の三角縁三神三獸々帶鏡はじめ、他にも一二の實例が數へられて、同じ事實の存在を充分肯定せしめるものがある。

一八 新しく認め得た三角縁三神三獸々帶鏡にあつては既記の著例の外に、なほ三つの同様な條件の下にある遺品群が擧げられるのである。即ちその一は

攝津國三島郡阿武野村大字土室字阿武山出土の二面中の一（帝室博物館藏）

近江國野洲郡大篠原古墳出土（京都知恩院藏）

肥前國東松浦郡玉島村大字谷中古墳出土（帝室博物館藏）

の三者に認める所であつて、是等は拓影に依る比較から明かに同范たることの確められるもの。而して中で近江大篠原鏡に稍、目立つた型崩れのあることが注意せられる。第二は

大和國北葛城郡佐味田寶塚の出土鏡中の一面

美濃國不破郡青墓村長塚古墳出土品（共に帝室博物館

藏）

の二面、また第三は

傳伊勢國一志郡太郎生村出土（廣瀬治兵衛氏舊藏）

信濃國下伊那郡座光寺村新井原第十二號墳出土（同地

三村三三氏藏）

に於ける同似である。尤も後の二者はなほ手許の資料だけでは、同范と斷じ去るに若干の疑問をのこすが、寫真に依る比較では細部まで同じく、それ／＼同范の遺品と見て大なる誤りはない様である。

一九 六乳廻文五鈴鏡

六乳とそれを結ぶ一種の廻文を以て内區を飾つた五鈴鏡であつて、その實例たる次の二面が全く相重なつて同范

の作品たることを想定せしめる。

志摩國志摩郡畔名村字泊山出土鏡（帝室博物館藏）

尾張國東春日井郡志段味村古墳出土品（京都帝國大學

文學部藏）

以上の諸例の外なほこゝに同范所産の一例がある。それは

二〇 尙方作二神二獸鏡

であつて、山城國綴喜郡八幡町志水東車塚出土品と、大和國北葛城郡佐味田寶塚發見品との二者が相重なる。なほ出土地の所傳を缺くが、故福原八郎氏の蒐集品中にある破鏡が、また二者と合致するものである。この鏡はその蒲鉾形に近い銘帶に

尙方作竟□且好、明而日月世少有。刻治分守悉皆有。

長保二親宜孫子。富至三公利古市告后。

なる銘があつて、圖文の示す所と併せ見ると支那鏡たるの外觀を呈する。併し仔細に檢すると表出が丸味を帯びて支那鏡の如き鮮銳さがなければかりでなく、銅質また鉛銅の地肌をなして、そこに違ふた趣がある。これは舶載

鏡をそのまゝ型に寫した本邦上代での踏返しとするにふさはしいものとする。上記畫文帶佛獸鏡に於ける外周を擴めた鏡また同じ銅質であることが併せ注意されるのである。して見ればこれは本邦製作鏡に於ける同範鏡例とすべきであらう。

三

前段のやゝながい事實の記載から、それに聯關した考察に入るに當つて、先づ明にす可きは所謂同範鏡の意味に就いてである。筆者は嚮の一文に於いて、上に列記した様な圖文の全く相重なる遺品を以て同じ範の所産とする解釋に到達したが、而も當時既にか様な遺品が七面——上の例では十面に上るものが出て來た——の多數を數へることから、製作の實際上一つの砂範からかくも多數の遺品を作ることの困難なるに考へ及び、荒木宏氏が砂範の分析に依つて推定せられた所の砂範に蠟をながして作つたものを銅に置き代へることに依つて同形品を多數作り得る技術の存在を以て、それを解するに恰好なものとなしたのであつた。そしてこの場合でもひとつの

範から出たものである點から、通じて同範鏡なる文字を使用した次第である。處が拙文を讀まれた荒木氏は右に就いて「同範或は同型鏡に就いて」なる一文を寄せて同範鏡なる意味をかく取扱ふことは不適當であるとなし、同範鏡は現實に同一の範から直接に作られたものに限るべく、筆者の推測した後者ではこれを同型鏡と呼ぶの可なるを教示せられた。嚴密な用語として氏の示教は如何にも尤な事で、事物を明確に示すものとして當然従ふ可きであり、その點で嚮の用語は不明瞭な憾がある。併しいまの對象とする古代遺物の場合にあつては、なほ遺憾ながら一々の場合に就いて、兩者を區別することが不能であつて、問題の遺物を以て氏の言ふ同型鏡と見るともなほ一の可能な解釋にとゞまる實狀にあつては、右の嚴密な用語の使用を期し得ないのである。されば右の點を考慮しながら、本文では依然として上に示した様な圖文の全く相重なる場合これをば同範鏡なる文字を以てすること、換言すれば直接間接に一つの範から出たものを含む廣い意味に使用することに對し、豫め氏並に讀者

の諒解を望む次第である。將來觀察が進んで、これを分ち得ることは固より筆者の望む所である。

さて全然一致する古鏡の發見例の確認に伴ふ鑄造の技術方面に關する解釋に就いては、現在の筆者の知見ではなほ嚮の所見以上にそれを開展し得る據所を缺くが爲に、右の望ましい同範・同型の區分その他種々の問題に關する考察をなし得ないのであるが、たゞ新たに知見に上つた上記の諸例中、三の尙方作神人畫象鏡と六の盤龍畫象帶鏡に於いて、通じて見る時は同文ながら、それ等が大きき並に表現の手法の上で若干の細かな差異を示す二群に分たれることが、然る所以に就いての新たな關心を呼んで、別にその解釋の可能を考へしめる點を擧げ得るのである。この場合二つのそれ／＼が、他と同じ意味での同範鏡と見るべきことに疑がないと共に、若干ながら差異のある以上兩者を同一視し得ないことも言を要しない。併し他方實物の示す所兩者を以て單なる偶然の同似とするには、その一致たるやあまりにも細部の末にまで互るものがあつて、そこに自から内面的な連なりの

あることを推さしめる。而して兩者の間の違ひなるものを見ると、それは既に解説の條で觸れた如く、一方が他に較べて稍々小さく、また文様の表現の上で鮮明を缺いた點にある。處が鑄造技術の實際からすると、もと出來上つた作品を母型として、更に範を作つて行く所謂踏返し法があり、また一般砂範の場合には範の製作に當つて燒締りを考慮して、所期よりも若干大きく作るのを常とすると云ふ。して見れば現實に見る二例の示す事象は、この鑄造技術の實際と結びついて、稍々小形の方は他方を母型として、それを砂範に寫した範で作つた作品とすることに依つて極めて合理的に解釋されて來る。即ち同文でありながら幾分小さい點は新しく作つた範の燒締りを示すものと見る可く、また表現の鮮銳に缺く所あるのも、か様な場合の當然な表はれと解し得るが故である。かくて筆者はこゝに兩者の關係を以て、一方をば他を踏返し作つた事實を遺物自體の上に印したものと見て、誤りなかる可きを思ふのである。

一體古鏡の踏返しに就いては、割合に早くから古い鏡

式をば後代踏返した作品が注意に上つてゐて、支那宋代以降に於ける夥しい漢唐鏡の模作は大半その類と解せられるが、それ以前に遡るものでは、前項の二〇に擧げた鏡例が當代の舶載鏡に依る古代本邦人の手になつた云はゞ踏返し品として取り上げられた最初の例とも云ふ可く、一七の末尾に記した遺品も、外郭を加へて形を大きくした點では嚴密な踏返しとはなし難いが、主要な部分の一致から、またその一異例とせられたのであつた。而して近時の所見を以てすると、我が奈良時代遺跡出土の唐式鏡中に同様な例の更に多いことを認め得るのである。か様な知見に立脚すると新たに想定した如上の踏返しも、兩者が日本古墳出土たる點から、二〇の鏡と同様に、一方を支那の舶載品とし、他をばそれを母型とした上代本邦での再版と見るべきを示唆する様に思はれる。併し問題の鏡にあつては、銅の質料其他から從來支那舶載品とするに何人も疑を挿まなかつた點を顧みると、それは別な場合、即ち踏返しが支那本土に於ける、本來右の鏡式が鑄造せられてゐた際、もとの範の破損等に依る

新しい範が作られた事象を示すものと解すべきことになつて、それは一つの新しい場合として興味を惹くのである。尤もこれに就いては、後者の中に八馬兼介氏の所藏に係る尙方作神人畫象鏡の様に、鏡背文の表出に於いて著しく鈍重さを加へて、所謂仿製品とも解し得るものがある以上、兩者のそれ／＼の鏡の化學的成分が確められて、それ等の一致如何が究められた後に於いて決定せらる可く、速断は固より差控ふべきであるが、筆者の見を以てすると、少くも六の盤龍畫象帶鏡にあつては、實物の示す所からかく解してほゞ誤りないものと思ふ。然らば二者の本邦古墳に於ける並存は、當然兩者が一括して本邦に舶載されたことを示すものとせなければならぬ。

如上の一事の外鑄造の技術方面に關聯してなほこゝで附記し置く可き點がある。それは前段の記述の明示する如く、全く相重なる鏡が舶載・本邦上代鑄造の兩者に存し、また踏返しに於いてもか様に双方に行はれたことが考へられる以上、日支兩國間に當代鑄鏡の技術が細部に至るまで相通じた面のあつたことを自から推さしめる點

である。處が右の推測はまた我が國上代に於ける鑄鏡術が早くその本場たる支那の水準に達したことを物語るものとして、より大きな問題に結びついて來るのである。

四

技術に關する面から考察を主要な考古學の方面に轉ずるに當つて、先づ考へられることは支那で作られた鏡の本邦古墳出土例にか様な所謂同範鏡の少なからず遺存する事實に基く、それ等の舶載に關する徑路に就いてである。地域の全く違ふ國土の所産が他から發見されることは、云ふまでもなくそれが他へ齎されたに據るものとして、引いて右の場合も固より違ひなどあり得ない。たゞ本來同時に鑄造せられたと解せられる同範鏡が傳へられた各地で見出される現象が、それに新たな考察の要を示唆する。嚴密に言ふならば同時に作られた遺品に於いても、其地で一度四散したものが、更に個々別々に將來され副葬品となつた場合のあること固より考へ得られるわけながら、かくも多數の本邦上代舶載の支那鏡に同範例のあることは、右の解釋に較べて、彼土で同時に作られ

た遺品が當時一括して舶載せられ、それが後に本邦で分散したとする事が一層自然な見方として、これが當時の交通の状況なり、また一鏡例に就いて既に十面と云ふ多數の同範鏡乃至同型鏡の遺存から、現實に即したものとせらる可きこと恐らく何人も認める所であらう。而してそれは『魏志』以下の古文獻に傳へる當代多數の鏡の支那から本邦に齎されたとある記事と相表裏して、考察上に一つの基礎的なものとなつて來ると思ふ。

現存する同範鏡の舶載に就いて、か様に見ることが事實にふさはしいとすれば、次にそれ等の一括將來品が彼地から齎され個々に副葬せられるに至つた徑路の問題が現實的に考へられることになる。日支の地理上の位置關係からすると、それは多くの大陸文化流入の場合と同様、北九州が最初に傳へられた地區たることが思はれるわけであり、更にその或者は朝鮮半島に於ける漢の郡縣を経由したらうことをも推測せしめるのであるが、現實に於いては、古墳出土鏡では從來北九州に出土例が左程多くなく、その最も多く見出されてゐるのが畿内を中心と

した地區であること、初に擧げた分布表の明示する所であつて、この點はそれに先立つ前漢時代の舶載鏡が主として大陸に近い北九州から發見せられ、一部東方に及んでゐるのと趣を異にするものがある。なほこゝで朝鮮樂浪郡時代古墓の發見鏡に我が古墳出土鏡に著しい三角縁神獸鏡類を殆んど見受けぬ事實も顧みられるのである。されば支那大陸からの文物の傳へられた徑路として、半島乃至北九州を經由したことに疑問はないとしても、是等が半島なり北九州に傳へられたものが段々と東方に及んだと見るには、如上の事實の寧ろ甚だそぐはなしいものたるを思はしめるのである。

右の大體論に對し更にいま問題としてゐる所謂同範鏡の分布を見るに、實例中には例へば一五の畫文帶環狀乳神獸鏡の様に現在九州南半のみから發見せられてゐる場合もないではないが、その殆んどすべてが畿内地方を主として、他に及んでゐる事實からすると、それ等は單なる偶然の現象と解し難く、引いて是等から同時に鑄造せられた古鏡類が一括して齎された所が、北九州ではなく

て、同地を経た東の方の畿内であつたらうとする想定に到達して、單なる多寡からする見解に更に内容からする據所を與へることが考へられ来る。

大正の末年から昭和の初に亙つて支那古鏡類に立脚する我が上古文化の様相から『魏志』の耶馬臺國の問題が論議せられた際、既に右の解釋が一部考古學者の取り上げる所となつて、耶馬臺國即ち畿内の大和を指すとす據所の一つとせられたのであつたが、當時鏡の移動し易い性質から、反對論者は畿内に多い古墳出土鏡は一度北九州に齎されたものが再轉して同地に傳へられたとする解釋をとつて、前者の所論を駁しなどした。併し右の所見を認めるとしても、か様な移動の行はれたのは當時の我が文化の中心の畿内であつたことに依つて、はじめて可能なるは明である。處が今や單なる多寡から更に内容的に同範所産の種々の鏡式を通じて、畿内を中心とした分布の現象が認められるに至つたのは、一時代先の前漢代に於ける鏡の分布と較べて、かゝる見方に對する可能性を著しく弱めることが自から知られるであらう。

以上支那船載の同範鏡に就いての所見に對して、一層

それを強めるものに本邦鑄造鏡の示す事實がある。一體我が國上代の鑄鏡技術が支那に負ふものであることは極めて明瞭で、毫末の疑を容れる餘地等ないが、而もそれが古墳營造の前期に於いて、畿内を中心とした地區で長足の發達を遂げて精良な作品を見るに至つたことは、出土遺品の如實に示す所である。即ち所謂我が仿製鏡は當初支那鏡の傳へられた北九州地方に於いてなほ殆んど見るべき遺品がなく、畿内に於いて、漢盛時の鏡式たる方格規矩四神式鏡・内行花文式鏡の大形品に最も優秀な類を存し、以下三角縁三神三獸々帶鏡乃至畫文帶神獸鏡に及んで、時代の下の後者に於いて分布の範圍を擴めて居り、他方各地に小形の仿製品を多數に見受ける實狀にある。か様に畿内に最も優秀な我が鑄造鏡の多い事實は自から當代の文化の中心の同地方であつたことの表はれとして、上記同地方に當代船載鏡の多い事實と表裏するものであると共に、技術的にはか様な事實を可能ならしめた背景として、それに先立つて同地方で盛に作られた銅鐸

との連なりを思はしめるのである。

處がこう云ふ本邦鑄造鏡の或者に於いて、船載鏡と同様また既に指摘した如き同範品が段々と見出されて、中に最初に注意した現在七面の多數に上るものを含み、それ等が畿内を中心として地方に點々と遺存すること船載鏡の場合と軌を一にしてゐる。して見ればこの場合では畿内で鑄造せられたものが地方に齎されたとすべきこと殆んど疑を容れないのであつて、上に船載鏡に就いて考へた推測が、それを通じて確かさを加ふべきことがまた知られて來るのである。現在の知見に依る右の類として著しい三角縁三神三獸々帶鏡が、我が古墳出土品に最も多い船載鏡と同じ鏡式に屬するのはこゝに改めて説くまでもない。その鏡式にか様な同範鏡を見出すのは、遺品が多數に船載されるに伴ふて、同種の技術の内地に於ける發達を裏附けるものとしてまた記す可きであらう。

この様に見て來ると、新たに注意せられた同範鏡の示す分布上の事實は、船載鏡なり本邦鑄造品を通じて盛に其等が古墳墓に副葬された時代に於ける我が國文物の中

心が畿内であつたのを示すことになるのであつて、うちに含まれた支那鏡また彼土からこの地區に齎されたことを想定せしめ、從來の單なる發見鏡數の多寡からする同様な解釋に較べて、より確かな據所を興へることが改めて強調せらるのである。處が右の様な歸結は、本邦上代の文化を考へる上に於いてはたまた彼土から多數の古鏡の舶載を記する當代の支那の文獻を通じた日支の交渉の研究に大きな役立ちをして、從來の疑問に對して新しい解釋を齎すことが考へられるものとする。これが一見特殊にして本誌に關係の少い觀のあるこの一編をば特に掲載を請ふことにした所以に外ならぬ。

五

前段に述べた云はゞ通論に對して、新たに知られた同範鏡のそれ／＼の示す分布の事實を併觀することから、別にまた考察上の示唆を得るものがある。是等の中での著しい一つは鏡式に依つて分布に廣狹のあることである。この點は現在ではほぼ實時代の局限し得る支那舶載鏡に於いてそれが認められるのであつて、後漢から魏代

に互る、舉例のはじめに記した諸鏡に較べると、時代の下の遺品に於いて分布區域が擴大すると云ふ傾向を示すことが可なり顯著である。即ち一六の六朝代の鑄造と認められる畫文帶神獸鏡の分布が、略々舊日本の全土に互り、且つ山間の地區にまでも及んでゐる點は、右の點を明示する例とせられよう。而してこれが畿内を中心としてゐる上から右の現象を以て、よしや實物は支那の製作品であつても、同地文物の地方波及の實相を反映するものとして取扱はる可く、引いて重要な意味を持つことが考へられるのである。なほこれは單に同範鏡に限らないが、右の様^等に畿内を中心として同じ鏡の時代を追ふて段々と各地に廣く分布して行つた實際が發見遺品を通じて認められることを顧みると、自からまたそれ等を可能ならしめた交通路の存したことを思はしめるのであつて、これが又文獻の乏しい我が上代の地方の發達なり、相互の交通を推す上に一つの重要な手掛りを提供するものなるに思ひ至らしめて、個々の發見地が新たな關心を呼ぶこととなる。

但し是等の考察となると、現在の關係の知見が資料自體の上でなほ調査の不備から遺漏の多いものであるが爲に、進んだ論究をなし得ない事を認めざるを得ない。過去三十年の間に程度之差はあつたが、右の基準資料の檢出に意を用ゐて來た筆者の經驗からすると、埋もれた遺品のなほ多いことの豫想される現狀に於いて、如上の分野の考察の頗る興味あることを認めながらも、一部人士の様々に現存の知見からつきつめた解釋を加へる大膽さを持ち得ない。そしてこの場合先決問題として更に資料の蒐集に意を用ゐて、基礎の確立を期せざるを得ない次第である。されば如上の點に關する考察はこれを將來に期して今はたゞ新たに知り得た事象が、それに役立つものたることを指摘するにとどめるであらう。

尤も筆者はかく埋もれた未知の資料の檢出に多くの期待をかける者であるが、既往を顧みると、今やか様な間にあつても、資料に就いてまた自から一つの限界のあることもやうやく認められて來たのを思ふのであつて、それは個々に取り出された遺物よりも、それ等を含む一層

複雑な遺跡を通じた纏つた形態に於いて想定せられようとしてゐることがこの場合併せ擧ぐ可きである。筆者のこの一編はもと既に知られ、自からも使用しふるした資料自體に改めて觀察を加へることに依つて、新たに注意到上つた事象に基いたものであるが、考察を進めるに従つて、右の點と結びつくことになつて、そこに個々の實物に即する新しい認識の問題を持ちながら、たえずより廣い背景との連なりに於いてそれが意義づけられる考古學それ自體を見出すことになりつゝあるのを思ふのである。